

独立性の判断基準

決 定 2015.11.27

変 更 2020. 6.17

当社の社外取締役が独立性を有すると判断するためには、以下のいずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- 1 当社の主要な株主（総議決権の10%以上の議決権を保有するもの）の業務執行者（注1）
- 2 当社を主要な取引先とする者の業務執行者又は当社の主要な取引先の業務執行者（注2）
- 3 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- 4 最近において次の（1）から（3）までのいずれかに該当していた者（注4）
 - （1）1、2又は3に掲げる者
 - （2）当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - （3）当社の兄弟会社の業務執行者
- 5 次の（1）から（5）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等以内）
 - （1）1から4までに掲げる者
 - （2）当社の子会社の業務執行者
 - （3）当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - （4）当社の兄弟会社の業務執行者
 - （5）最近において前（2）又は当社の業務執行者に該当していた者
- 6 阪急阪神東宝グループの業務執行者

（注1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人をいう。

（注2）主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 当社又は中核会社（阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急阪神不動産株式会社、株式会社阪急交通社、株式会社阪急阪神エクスプレス、株式会社阪急阪神ホテルズ）から当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上の2%以上の支払を受けていた者
- ② 当社又は当社の中核会社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上の2%以上の支払を行っていた者
- ③ ①・②にかかわらず、当社が借入を行っている金融機関については、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している者

（注3）多額の金銭その他の財産とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産をいう。

（注4）「最近において次の（1）から（3）までのいずれかに該当していた」場合とは、実質的に現在（1）から（3）までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、（1）から（3）までのいずれかに該当していた場合等が含まれる。